

10月から景観条例の手続きが変わります！

わたしたちのまちの景観条例

～変更内容をわかりやすく説明します～

参加無料！

申込不要です
気軽にお越し下さい



開催日時：令和7年 **8月26日**(火)

13:30～(事業者向け)、18:00～(住民向け)

場 所：ニセコ町民センター 研修室1

内 容：説明「景観条例の改正内容」

質疑応答・意見交換

町では、2024年4月に景観形成の目標や方針、基準などを定め、配慮事項をとりまとめた建築ガイドラインを策定。今年10月からは、建築ガイドラインを条例に位置づけ、改正した景観条例の運用が始まります。主な改正点は下記の3つです。

- 事業者の基本構想段階での関係住民等との事前意見交換会を義務づけます（事業責任者の出席必須）
- 事業者が事前景観調査報告書を提出する際に、建築ガイドラインで定めた景観・雪処理に関する配慮事項のチェックリストの提出も必要になります
- 都市計画審議会内に専門部会を設置し、事業者から提出された意見交換の内容や事業計画について専門家に意見・助言を求めます

事業者向けでは、主に事前意見交換会やチェックリストなどの手続き方法について、住民向けには、主に今回の改正の目的や全体の流れについて説明します。

今までになかったような開発事業が増えてきたニセコ。こうした開発に対応するため、今後の景観条例の手続きについてわかりやすく説明します。ぜひお気軽にご参加ください！

◆問い合わせ先

ニセコ町役場都市建設課都市計画係 電話：0136-56-8846 Email：toshikei@town.niseko.lg.jp